

青森州市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

「青森県国民健康保険運営方針」が令和3年2月に改定され、将来的な国民健康保険水準の統一に向けて、令和7年度までに県内全市町村の保険税算定方式を3方式（所得割額・被保険者均等割額・世帯別平等割額）に統一することとされた。これに伴い、青森市における国民健康保険税の基礎分、後期高齢者支援分及び介護納付金分のうち、現行2方式（所得割額・被保険者均等割額）となっている介護納付金分について算定方式を見直すため、制定するものである。

2 主な改正項目について

- 第167条に規定する介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を「13,800円」から「9,260円」に改め、第167条の2を新設し、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を「4,540円」とする。



《見直し前》	《見直し後》
1人当たり均等割額 13,800円	1人当たり均等割額 9,260円 (△4,540円)
	1世帯当たり平等割額 4,540円 (新設)

3 国民健康保険税介護納付金の算定の見直しについて

詳細については、「別紙」のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日